



平成 20 年 3 月 14 日

各 位

本店所在地 堺市堺区戎島町 4 丁 45 番地の 1
会社名 株式会社 ユークス
(コード番号 4334 ヘラクレス)
代表者名 代表取締役社長 谷口 行規
問合せ先 常務取締役 品治 康隆
電話番号 072(224)5155 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 3 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 4 月 25 日開催予定の第 16 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 公告機能および利便性の向上と費用の削減を図るため、現行定款第 5 条に定める当社の公告方法を日本経済新聞社に掲載する方法から電子公告に改めるものであります。
- (2) 株主の権利行使にかかる手続等について株式取扱規程で定めることを明確にするため、現行定款第 12 条の規定を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定時株主総会開催予定日 平成 20 年 4 月 25 日 (金)
定款変更の効力発生日 平成 20 年 4 月 25 日 (金)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する手続および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u>日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式および新株予約権に関する<u>取扱いならびに株主の権利行使に際しての手続等および手数料</u>については、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>